



様式第6号

補助金交付決定書

決定第71号

住所 函館市弁天町20番3号(函館どつく内)
氏名 株式会社函館スチールセンター
代表取締役 村上 眞二

函館市企業立地の促進に関する条例施行規則第13条第1項の規定に基づき、令和元年(2019年)6月28日付けで申請のあった補助金については、同条例施行規則第13条第2項に基づき、金2,827,000円を交付することを決定します。ただし、次の事項を承知してください。

令和元年(2019年)8月8日

函館市長 工藤 壽樹



1 補助金の額

補助 類型	補助対象投資額・雇用増	補助金の額	内訳(類型6・7または 類型8・9による場合)
類型	113,113,100円	2,827,000円	円
5	0人		円

なお、規則第14条の規定により、次のとおり分割して交付します。

〈分割交付の内容〉

交付年度	年度	年度
分割交付金額	円	円

2 次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この補助金の交付の決定の全部または一部を取り消し、当該取り消しに係る部分に関して既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることがあります。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受け、または受けようとしたとき。

(2) 補助金の交付の決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。

(3) 補助金の交付の決定後5年以内に工場等の操業等の休止または廃止をしたとき。(次に掲げる場合を除く。)

ア 災害により操業等を継続することができなくなった場合

イ 企業経営の悪化等による倒産の場合で、交付の決定を受けた補助金の全額の交付を受けているとき。

ウ 規則第16条第1項の規定による協議を行い、市長が特にやむを得ないと認

めた場合

3 補助金の返還を命ぜられ、納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、当該納付した金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を市に納付しなければなりません。

4 当該補助金は、函館市企業立地の促進に関する条例第5条に規定する工場等の立地に対して交付されるため、助成対象となる固定資産に関して、圧縮記帳を行うことができます。

平成25年08月01日～平成26年07月31日	補助金	10,000,000円	10,000,000円
平成26年08月01日～平成27年07月31日	補助金	10,000,000円	10,000,000円

要件	要件	要件
1. 函館市内に所在する工場等の立地	2. 当該補助金の交付を受けること	3. 当該補助金の交付を受けること

本条例に基づき、補助金を交付するに当たっては、申請書の提出、審査、交付決定、交付、返還等の手続を行います。申請書の提出は、申請書の提出期限までに提出する必要があります。審査は、申請書の内容及び関係書類に基づき行われます。交付決定は、審査の結果に基づき行われます。交付は、交付決定後、申請書の提出した日から起算して1年以内に行われます。返還は、交付決定後、申請書の提出した日から起算して1年以内に行われます。

本条例に基づき、補助金を交付するに当たっては、申請書の提出、審査、交付決定、交付、返還等の手続を行います。申請書の提出は、申請書の提出期限までに提出する必要があります。審査は、申請書の内容及び関係書類に基づき行われます。交付決定は、審査の結果に基づき行われます。交付は、交付決定後、申請書の提出した日から起算して1年以内に行われます。返還は、交付決定後、申請書の提出した日から起算して1年以内に行われます。